

## 第1号議案 定款一部変更に関する件

### 公益社団法人浜松西青色申告会 定款

#### 第6章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
  - (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち<sup>9名</sup>8名以内を副会長とする。
  - 4 会長、副会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。
  - 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。
  - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち1名を常勤理事とすることができる。
  - 7 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。
  - 8 <sup>赤字部分を挿入</sup>第3項の副会長、第4項の専務理事、第5項の常務理事及び第6項の常勤理事のうち<sup>若干名</sup>1名を理事会の決議によって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事に選任する。